

應劭『風俗通義』怪神篇訳注稿 (下)

道家 春代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第九、怪神篇の訳注である。(上)は『名古屋大学中国語学文学論集』第三十輯(二〇一七年三月)に掲載した。本文には原則として呉樹平『風俗通義校釋』(天津人民出版社、一九八〇年)を用い、王利器『風俗通義校注』(中華書局、一九八一年)、香港中文大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』(香港・商務印書館、一九九六年)、趙泓『風俗通義全訳』(貴州人民出版社、一九九八年)、及び季嘉玲『風俗通義校注』(『臺灣師範大學研究所集刊』第二十一號、一九七七年)を参照した。残念ながら朱季海『風俗通義校箋』(學術書林、一九九六年)は入手できず、見るこゝろができなかつた。

目次

- 9 世間多有亡人魄持其家語聲氣，所説良是
- 10 世間亡者多有見神

- 11 世間多有狗作變怪
- 12 世間多有精物妖怪百端
- 13 世間多有伐木血出以爲怪者
- 14 世間多有蛇作怪者
- 15 世間人家多有見赤白光爲變怪者

9 世間多有亡人魄持其家語聲氣，所説良是

謹按，陳國張漢直(1)到南陽(2)從京兆尹(3)延叔堅(4)讀左氏傳，行後數月，鬼物持其女弟言(5)，「我痛死(6)」，喪在陌上，常苦饑寒。操一量不借(7)，挂屋後楮上。傅子方送我五百錢，在北墉中，皆亡取之(8)。又買李幼一頭牛，本券在書篋中。」往求索之，悉如其言。婦尚不知有此，女新從婿家來(9)，非其所及，家人哀傷，益以爲審。父母諸弟衰經到來迎喪(10)，去精舍數里，遇漢直與諸生十餘人相追(11)。漢直顧見其家(12)，怪其如此。家見漢直，謂其鬼也。惻惻良久，漢直乃前爲父拜，説其本末，且悲且喜(13)。

凡所聞見，若此非一。

夫死者，漸也(14)，鬼者，歸也，精氣消越，骨肉歸于土也(15)。夏后氏用明器，殷人用祭器，周人兼用之，視民疑也(16)。子貢問孔子，「死者其有知乎。」曰「賜，爾死自知之，由未晚也(17)。」董無心(18)云「杜伯死，親射宣王於鎬京(19)。」予以爲桀、紂所殺，足以成軍，可不須湯、武之衆(20)。古事既察，且復以今驗之，人相啖食，甚於畜生，凡菜肝鱉瘻，尚能病人(21)，人用物精多(22)，有生之最靈者也(23)，何不芥蒂於其胸腹而割裂之哉。猶死者無知審矣，而時有漢直爲狗鼠之所爲。

〔注〕

(1) 『太平廣記』三一六「張漢直」は「出風俗通(明鈔本作出搜神記)」とする。下注に指摘する以外にも文字の異同がある。『後漢書』郡國志二豫州「陳國，高帝置爲淮陽，章和二年(八八)改。雒陽東南七百里。」

(2) 郡國志四荊州「南陽郡，秦置。雒陽南七百里。」

(3) 郡國志一司隸「京兆尹，秦內史，武帝改。其四縣，建武十五年(三九)屬。雒陽西九百五十里。」劉昭注「決錄注曰京，大也。天子曰兆民。」『後漢書』百官志四「司隸所部郡七。河南尹一人，主京都，特奉朝請。其京兆尹、左馮翊、右扶風三人，漢初都長安，皆秩中二千石，謂之三輔。中興都雒陽，更以河南郡爲尹，以三輔陵廟所在，不改其號，但減其秩，其餘弘農、河內、河東三郡。」

(4) 『後漢書』吳延史盧趙列傳「延篤字叔堅，南陽犍人也。少從潁川唐溪典受左氏傳，旬日能諷之，典深敬焉。又從馬融受業，博通經傳及百家之言，能著文章，有名京師。：：桓帝以博士徵，拜議郎，與朱穆、邊韶共著作東觀。稍遷侍中。：：遷左馮翊，又徙京兆尹。：：」

篤以病免歸，教授家巷。：：後遭黨事禁錮。永康元年(一六七)，卒于家。鄉里圖其形于屈原之廟。」

(5) 『太平廣記』「鬼物持其妹，爲之揚言曰」に作る。『史記』留侯世家「太史公曰學者多言無鬼神，然言有物。」索隱「按，物謂精怪及藥物也。」

(6) 『太平廣記』「痛」を「病」に作る。

(7) 『太平廣記』「操二三量不借」に作る。『方言』「絲作之者謂之履，麻作之者謂之不借。」『儀禮』喪服「繩屨者，繩菲也」鄭注「繩菲，今時不借也。」疏「漢時謂之不借者，此凶荼屨，不得從人借，亦不得借人。」『古今注』輿服「不借者草履也。以其輕賤易得，故人人自有，不假借於人，故名不借也。又漢文帝履不借視朝。」『詩經』齊風南山「葛屨五兩，冠綏雙止。」「量」と「兩」は音が同じで通用した。

(8) 『太平廣記』「亡」を「忘」に作る。

(9) 『太平廣記』「妹新歸寧」に作る。

(10) 『太平廣記』「父母兄弟稚稚迎喪」に作る。『儀禮』喪服「喪服，斬衰裳，苴絰、杖、絞帶，冠繩纓，菅屨者。傳曰斬者何，不緝也。苴絰者麻之有責者也。」鄭注「凡服，上曰衰，下曰裳。麻在首在要皆曰絰，絰之言實也。明孝子有忠實之心，故爲制此服焉。」

(11) 『太平廣記』「遇漢直與諸生相隨」に作る。

(12) 『太平廣記』「其家」を「家人」に作る。

(13) 上四句『太平廣記』「愉悅有間，漢直乃前，爲父說其本末如此，得知妖物之爲」に作り、ここで終わる。

(14) 『禮記』曲禮下「庶人曰死。」鄭注「死之言漸也，精神漸盡也。」『說文解字』「死，漸也。人所離也。」同「漸，水索也。」段注「方言曰漸，索也。郭注云盡也。」『白虎通義』崩薨「庶人曰死，魂魄去亡，死之爲言漸，精氣窮也。」

(15) 『漢書』楊胡朱梅云傳「(楊)王孫報(祁侯)曰『：：且吾聞之，精神者天之有也，形骸者地之有也，精神離形，各歸其真，故謂之鬼。』」

鬼之爲言歸也。』『說文解字』「鬼，人所歸爲鬼。」

(16) 『禮記』壇弓上「仲憲言於曾子曰『夏后氏用明器，示民無知也。殷人用祭器，示民有知也。周人兼用之，示民疑也。』曾子曰『其不然乎，其不然乎。夫明器，鬼器也。祭器，人器也。夫古之人胡爲而死其親乎。』」

(17) 『說苑』辨物「子貢問孔子『死人有知無知也。』孔子曰『吾欲言死者有知也，恐孝子順孫妨生以送死也。欲言無知，恐不孝子孫棄不葬也。賜欲知死人有知將無知也，死徐自知之，猶未晚也。』」

(18) 『漢書』藝文志諸子儒家「董子一篇。名無心，難墨子。」

(19) 宣王は幽王の父。『國語』周語上「(惠王)十五年，有神降於莘，王問於內史過，曰『是何故，固有之乎。』對曰『有之。：周之興也，鸞鷲鳴於岐山，其衰也，杜伯射王於鄆。是皆明神之志者也。』韋昭注「鄆，鄆京也。杜國，伯爵，陶唐氏之後也。周春秋曰『宣王殺杜伯而不辜，後三年，宣王會諸侯田于圃，日中，杜伯起於道左，衣朱衣，冠朱冠，操朱弓，朱矢射宣王，中心折脊而死也。』『墨子』明鬼下「今執無鬼者言曰『夫天下之爲聞見鬼神之物者，不可勝計也，亦孰爲聞見鬼神有無之物哉。』子墨子言曰『若以衆之所同見，與衆之所同聞，則若昔者杜伯是也。周宣王殺其臣杜伯而不辜。杜伯曰吾君殺我而不辜。若以死者爲無知，則止矣。若死而有知，不出三年，必使吾君知之。其三年，周宣王合諸侯而田於圃，田車數百乘，從數千人滿野。日中，杜伯乘白馬素車，朱衣冠，執朱弓，挾朱矢，追周宣王，射之車上，中心折脊，殪車中，伏弋而死。當是之時，周人從者莫不見，遠者莫不聞，著在周之春秋。』」

(20) 「予」と「子」に作る。吳樹平、盧文昭『羣書拾補』に従い改める。王利器は改めず、『論衡』などにより、「杜伯死」以下「可不須湯、武之衆」までを董無心が墨子の徒纏子を論難する語とする。

(21) 王利器「菜肝」を「馬肝」ではないかとし、『史記』封禪書「文成食馬肝而死」など「馬肝」を食べて病気になるたり死んだりした

例を引く。「瘕」吳樹平は「蝦」の假借とする。王利器は「贅瘕」を未詳といい、『史記』扁鵲倉公列傳に見える「臨淄汜里女子薄吾」が罹った「蟻瘕」という病に似たものとする。いずれにせよ、寄生虫などによる食中毒と考えられる。

(22) 『春秋左氏傳』昭公七年「子產曰『能人生始化曰魄，既生魄陽曰魂，用物精多，則魂魄強。是以有精爽至於神明。』」

(23) 『尚書』泰誓上「惟天地，萬物父母，惟人，萬物之靈也。」孔傳「靈，神也。天地所生，惟人爲貴。」『漢書』刑法志「夫人宵天地之貌，懷五常之性，聰明精粹，有生之最靈者也。」

〔訳〕

謹んで考察いたします。陳国の張漢直は元京兆尹の延篤字叔堅に師事して『春秋左氏傳』を学ぶために南陽に行った。行って数カ月後、彼の霊が妹に憑依して言うには、「私は病気で死に、亡骸が道端で飢えと寒さに苦しんでいます。生前草履を一足編んで家の裏の軒に掛けておきました。傅子方がくれた五百錢を北の壁のなかにおきました。両方ともそのままそこにあります。それから李幼から牛一頭を買って、その証文が文箱の中に入れてあります」。家人が行って探すとすべて言うとおりだった。漢直の妻もこれらがあることを知らなかったし、妹は婚家から里帰りしたばかりなのであらかじめ知っていたはずはない。家族は本物の漢直の霊だと信じこみ、その死を悲しみ傷んだ。父母と弟たちが喪服を着て亡骸を迎えに行くと、学舎から数里のところまで漢直が同輩たちと連れだって歩いているのに出会った。漢直は家族の姿を見て何が起こったのかいぶかった。家族のほうは漢直

を見て幽霊だと思い、しばらく驚き怖れていた。そこで漢直から進み出て父に拝礼をした。いきさつを話すと、悲しむやら喜ぶやらであった。このようなことはよく見聞きすること、一事やそこらではない。

そもそも「死」とは「漸」（精気が尽きる）であり、「鬼」とは「帰」（本来の場所に帰る）である。精気が消滅すると骨肉は土に帰るのだ。夏后氏の人々は（死者には知覚がないと考えていたので）副葬品に明器（実際には使えない生活用品のレプリカ）を用い、殷の人々は（知覚があると考えていたので）祭器（実物）を用いた。周の人々は両方を用いたが、それは周の民が死者に知覚があるかないか分からなかったからである。子貢が孔子に「死者には知覚がありますか」と問うと、孔子は「賜よ、おまえが死んだときに自ずとわかるだろうから、答えはその時でも遅くはないだろう」と答え明言しなかった。董無心の書に「周の宣王は無実の杜伯を殺した。その三年後、杜伯の幽霊が鎬京の郊外に現れ、獵をする宣王を自ら射殺した」とある。しかし私が考えるに、夏桀王、殷紂王に殺されたものは軍隊を作れるほど多かったのだから、（杜伯の話が本当なら）殷湯王、周武王の軍勢が彼らを倒すのを待つまでもなく、（杜伯のように）殺せただろう。（このように）古代の事件でも（死者に知覚がないことは）分かるし、また現代のことでも検証できる。（たとえば）人が互いに食い合うのは畜生の共食いより多い。馬の肝、スッポン、えびなどを食べても人は食中毒にな

る。人は精気が多く、万物の霊長である。そんな人間が食べられたらどうして食べた人の胸腹を塞いで張り裂かないのか。死者に知覚がないのはこのことから明らかだ。あの時妹にとりついた漢直の霊は（霊ではなく）狗か鼠がやった悪さであろう。

10 世間亡者多有見神(1)

世間亡者多有見神，語言飲食，其家信以為是，益用悲傷。

謹按，司空(2)南陽來季德停喪在殯(3)，忽然坐祭牀上(4)，顏色服飾聲氣熟是也。孫兒婦女以次教誡(5)，事有條貫，鞭撻(6)奴婢，皆得其過，飲食飽滿(7)，辭訣而去。家人大哀剝斷絕(8)，如是三四(9)，家益厭苦。其後飲醉形壞(10)，但得老狗，便朴殺之(11)，推問里頭，沽酒家狗(12)。

〔注〕

(1) 原「世間」から「悲傷」までを標題とするが、呉樹平はすべて本文とし、初一句を採って標題とする。これに従う。

(2) 『後漢書』百官志一「司空，公一人。本注曰掌水土事。」

(3) 来季徳の六世の祖来歙は光武帝の姻戚で中興の功臣。祖父稜は明帝の女武安公主を尚し、父定は安帝の妹平氏長公主を尚す。『後漢書』李王鄧來列傳「来歙字君叔，南陽新野人也。……定卒，子虎嗣，桓帝時爲屯騎校尉。弟豔字季徳，少好學下士，開館養徒。少歷顯位，靈帝時，再遷司空。」孝靈帝紀「建寧四年（一七一）夏四月，太常來豔爲司空。五月，河東地裂，雨雹，山水暴出。秋七月，司空來豔免。……光和元年（一七八）夏四月丙辰，地震。侍中寺雌雞化

爲雄。司空陳耽免，太常來豔爲司空。：九月：司空來豔薨。」この話は『搜神記』一八に見える。『太平廣記』四三八は「南陽來季德」を「東萊李德」に作り、出典を「搜神記」とする。

(4) 『搜神記』「忽然見形，坐祭床上」に作る。

(5) 『搜神記』「誠」，「戒」に作る。

(6) 『搜神記』「鞭朴」に作る。

(7) 『搜神記』「飲食既絶」に作る。

(8) 『搜神記』「家人大小，哀割斷絶」に作る。

(9) 『搜神記』「如此數年」に作る。

(10) 『搜神記』「其後飲酒過多，醉而形露」に作る。

(11) 『搜神記』「便共打殺」に作る。

(12) 『搜神記』「因推問之，則里中沽酒家狗也」に作る。

〔詠〕

世間には亡者が神靈となつて現れ、言葉を話し飲食をし、その家の人がすっかり本物だと信じ込み、ますます悲しみを強めるといふ事がよくある。

謹んで考察いたします。司空の南陽郡の來季徳が亡くなり、納棺して殯をしていると、突然本人が姿を現して祭壇の上に座つた。顔つき、服装、声はそっくりそのままだった。孫や子、妻や娘たちに筋道だった説教をし、奴婢たちが過失を犯すとむち打つた。飲食して腹一杯になると、別れを告げて去つた。家人たちは別れを死ぬほど悲しんだ。このようなことが三、四回繰り返され、家人たちはだんだん嫌気がさしてきた。その後酔いつぶれて人の形が壊れると、その正体はなんと老犬だった。すぐさま撲殺し、町中を調べると、酒を売る店の犬だった。

11 世間多有狗作變怪(1)

世間多有狗作變怪，朴殺之，以血塗門戶，然衆(2)得咎殃。

謹按，桂陽太守汝南李叔堅(3)，少時爲從事(4)，在家，狗如人立行，家言當殺之(5)。叔堅云「犬馬論君子(6)，狗見人行，效之何傷。」叔堅見縣令還，解冠榻上(7)，狗戴持走，家大驚愕。復云「誤觸冠，冠纓挂著之耳。」狗於竈前蓄火，家益怔忡(8)。復云「兒婢皆在田中，狗助蓄火，幸可不煩鄰里，此有何惡。」里中相罵不言無狗怪(9)，遂不肯殺。後數日，狗自暴死，卒無纖介之異。叔堅辟太尉掾(10)、固陵長(11)、原武令(12)，終享大位。子條蜀郡都尉(13)，威龍司徒掾(14)。

凡變怪，皆婦女下賤。何者，小人愚而善畏，欲信其說，類復裨增，文人亦不證察(15)，與俱悼懼(16)，邪氣承虛，故速咎證。易曰「其亡，斯自取災(17)。」若叔堅者，心固於金石，妖至而不懼，自求多福(18)，壯矣乎。

昔晉文公出獵(19)，見大蛇，高如隄，其長竟路(20)。文公曰「天子見妖(21)則修德，諸侯修政，大夫修官，士修身。」乃即齋館，忘食與寢，請廟曰「孤犧牲瘕蠱(22)，幣帛不厚(23)，罪一也。遊逸無度，不卹國政，罪二也。賦役重數，刑罰燥剋，罪三也。有三罪矣(24)，敢逃死乎。」其夜守蛇吏夢天殺蛇，曰「何故當聖君道爲。」及明視之，則已臭爛(25)。

武帝時迷於鬼神，尤信越巫(26)，董仲舒數以爲言。武帝

欲驗其道，令巫詛仲舒，仲舒朝服南面，誦詠經論，不能傷害，而巫者忽死。

〔注〕

- (1) 原「世間」から「咎殃」までを標題とするが、吳樹平はすべて本文とし、初一句を採って標題とする。これに従う。
- (2) 盧文弨『羣書拾補』は「衆」を「免」の誤りではないかとし、吳樹平はそれを支持するが、王利器は否定し「衆」は「終」と古通ず、という。吳樹平に従う。
- (3) 『後漢書』郡國志四荊州「桂陽郡，高帝置。」郡國志二豫州「汝南郡，高帝置。」李叔堅は未詳。『搜神記』一人に同じ話が見える。『藝文類聚』九四、『太平御覽』九〇五、『太平廣記』四三八はみな『風俗通』を出典として引く。『藝文類聚』は「李」を「韋」に作る。下注に指摘した以外にも『搜神記』等と文字の異同がある。
- (4) 『意林』「少時作州從事」に作る。『後漢書』百官志五「建武十八年（四二），復爲刺史。十二人各主一州，其一州屬司隸校尉。：皆有從事史、假佐。本注曰員職略與司隸同，無都官從事，其功曹從事爲治中從事。」
- (5) 『太平廣記』「其家犬忽人立而行，家人咸請殺之」に作る。
- (6) 『春秋公羊傳』桓公十六年「屬負茲舍」何休注「屬，託也。天子有疾稱不豫，諸侯稱負茲，大夫稱犬馬，士稱負薪。」
- (7) 『藝文類聚』「叔堅爲縣令還，解冠榻上」、『意林』「叔堅作縣令，解冠榻上」、『太平廣記』「後叔堅解冠榻上」、『搜神記』「頃之」に作る。『藝文類聚』によつて訳す。
- (8) 『藝文類聚』「狗又上竈，家益怪」に、『意林』「犬復與人竈前畜火，鄰里告之」に、『太平廣記』「犬尋又於竈前畜火，家人益驚愕」に作る。『潛符論』救邊「旬時之間，虜復爲害，軍書交馳，羽檄狎至，乃復怔忡如前。」汪繼培箋「方言曰『怔忡，遑遽也。江浙之間，

凡窘猝怖遽，謂之怔忡。」怔忡與怔忡同。」

- (9) 『搜神記』等、皆この句無し。
- (10) 百官志一「太尉，公一人。本注曰掌四方兵事功課，歲盡即奏其殿最而行賞罰。：長史一人，千石。：掾史屬二十四人。」
- (11) 郡國志二豫州「陳國，高帝置爲淮陽，章和二年（八八）改。雒陽東南七百里。：陽夏，有固陵聚。」劉昭注「史記高祖五年，追項籍至固陵，晉灼漢書注云汝南固始縣。」百官志五「每縣、邑、道，大者置令一人，千石。其次置長，四百石。小者置長，三百石。」
- (12) 郡國志一司隸「河南尹，秦三川郡，高帝更名。世祖都雒陽，建武十五年（三九）改曰河南尹。：原武。」
- (13) 『漢書』百官公卿表上「郡尉，秦官。掌佐守典武職甲卒，秩比二千石。有丞，秩皆六百石。景帝中二年，更名都尉。」百官志五「中興建武六年（三〇），省諸郡都尉，并職太守，無都試之役，省關都尉，唯邊郡往往置都尉及屬國都尉，稍有分縣，治民比郡。」『後漢書』孝安帝紀「永初元年（一〇七）春正月，：蜀郡徼外羌內屬。戊寅，分犍爲南部爲屬國都尉。：延光二年（二二三）春正月，旄牛夷叛，寇靈關，殺縣令。益州刺史蜀郡西部都尉討之。：是歲，分蜀郡西部爲屬國都尉。」
- (14) 百官志一「司徒，公一人。本注曰掌人民事。：長史一人，千石。掾屬三十一人。」
- (15) 吳樹平、史樹青先生の「文人」は「大人」の譌りとする説を引き、『羣書拾補』が「丈人」と改作するのを否定する。「大人」として訳す。
- (16) 『國語』晉語二「隱悼播越，託在草莽，未有所依。」韋昭注「隱，憂也。悼，懼也。」
- (17) 『易』否卦「九五，休否，大人吉。其亡其亡，繫于苞桑。」旅卦「初六，旅，瑣瑣。斯其所取災。」
- (18) 『詩經』大雅文王「無念爾祖，聿脩厥德。永言配命，自求多福。」

(19) この段落と次の段落の内容は標題に合わない。或いは別の條が紛れ込んだか。吳樹平は「謹按」以下が「朴殺之、以血塗門戶、然衆得咎殃」と関係がないことから、まとまった脱漏があるのでないかと指摘する。「晋文公」の故事は、賈誼『新書』春秋、劉向『新序』雜事にも見える。

(20) 『新書』「前驅還白，前有大蛇，高若堤，橫道而處」、「新序」「前驅曰『前有大蛇，高若隄，阻道竟之』」に作る。

(21) 『新書』『新序』ともに「見妖」を「夢惡」に作る。

(22) 『春秋左氏傳』桓公六年「季梁」對（隨公）曰『夫民神之主也。是以聖王先成民，而後致力於神。故奉牲以告曰博碩肥腍，謂民力之普存也。謂其畜之碩大蕃滋也。謂其不疾・蠹也，謂其備腍咸有也。』杜注「雖告神以博碩肥腍，其實皆當兼此四。謂民力適完，則六畜既大而滋也。皮毛無疥癬，兼備而無有所闕。」

(23) 『封氏聞見記』六「按，古者享祀鬼神有圭璧幣帛，事畢則埋之。後代既寶錢貨，遂以錢送死。」

(24) 『新書』は「五罪」を数え、それぞれの罪も相違する。『新序』は「三罪」で、罪の内容もほぼ同じ。

(25) 『新書』は、文公が廟で祈り誓ったあと「脩政」に努めたところ、三カ月後、文公自身が天が大蛇を誅する夢をみたので、人を視にやると、すでに蛇は腐乱していた、という。

(26) 『史記』封禪書「今天子初即位，尤敬鬼神之祀。：是時既滅兩越，越人勇之乃言『越人俗鬼，而其祠皆見鬼，數有效。昔東甌王敬鬼，壽百六十歲。後世怠慢，故衰耗。』乃令越巫立越祝祠，安臺無壇，亦祠天神上帝百鬼，而以雞卜。上信之，越祠雞卜始用。」

〔記〕

世間にはよく犬が変怪を起こすと、その犬を撲殺して血を門戸に塗れば殃いを免れられるという。

謹んで考察いたします。桂陽太守の汝南の李叔堅は、若い頃州の従事となった。家にいた時、飼犬が人間のようになつて歩いた。家人は怪異だから殺しましょうといったが、叔堅は「犬や馬は君子に喩えられることがある。犬が人のように歩いたからと言ってなんで急に病むことがあるのか」と言った。叔堅が県令となり、家に帰ったとき、冠を外して寝台の上に置くと、犬がそれを頭にのせて逃げたので、家人は非常に驚いた。その時も叔堅は「何かの拍子に冠に触り、冠のひもが引っかかってかぶっただけだ」といった。またその犬が竈の前で火を焚くということがあり、家人はますます慌て怖れた。叔堅はまた「息子や下女たちが畑仕事をしていたので、犬が火を焚くのをてつだつたのだろう。幸い火事に至らず近隣に迷惑をかけなかったのだから、何を悪むことがあろう」と言った。町の人たちはみな犬の化け物だと騒いだが、殺さなかった。その後数日して、犬は突然何もしないのに死んでしまったが、結局その後何の異変も起こらなかった。叔堅は太尉の掾に辟されたあと、固陵県令、原武県令を歴て、最後は桂陽太守という大位を授かった。子の條は蜀郡都尉、威竜は司徒の掾となった。およそ変怪というものは婦女や下賤のものが作り出すのである。なぜならば、彼らのような小人は愚かで怖がり、怪異の話信じやすく、似たような話をどんどん作り出す。分別のあるはずの大人もまたよくよく検証することなく、一緒になつて恐れおののくものだから、邪氣がその隙を

ついで入り込む。だからすぐに災いがおこるのだ。『易』に「もうだめだだめだとびくびくしてしていると、自ら災いを迎へに行く」とある。叔堅などは心を金石より固く保ち、犬妖がおこっても懼れなかったので、自ずと多くの福を掴むことができたのだ。なんと勇敢なことか。

昔晋の文公は獵に出て大蛇を見た。そのかさ高は堤程もあり、長さは道の端から端までであった。文公は「天子は妖を見たら徳を修め直し、諸侯は政治を修め直し、大夫は官職を修め直し、士は自らを修め直すものだ」といって、別館で潔齋し、寢食を忘れて宗廟で祈った。「私がお供えした犠牲は病気持ちで、幣帛も十分ではありませんでした。これが私の罪の第一です。野放図に遊びほうけて国政を顧みませんでした。これが罪の第二です。人民に賦役を何度も課し、刑罰を苛烈にしました。これが罪の第三です。この三罪を犯した上は、死をも逃れることはいたしません。」するとその夜、大蛇の番をしていた吏が、天が蛇を殺し「なぜ聖君の道を邪魔したのか」と言う夢を見た。夜が明けて見てみると、蛇はすでに腐敗して悪臭を放っていた。

武帝は当時鬼神に迷い、ことに越の巫者を信じていた。董仲舒はしばしばそのことを諫めた。武帝はこの巫者の術を試そうと思い、巫者に仲舒を呪詛させた。仲舒は朝服を着て南面して経書を朗誦した。巫者はどうにもできず、自分のほうがあっけなく死んでしまった。

12 世間多有精物妖怪百端

謹按、魯相(1)右扶風臧仲英(2)爲侍御史(3)，家人作食設棖，欸有不清塵土投汚之。炊臨熟，不知釜處。兵弩自行，火從篋籠中起，衣物燒盡，而籠故完。婦女婢使悉亡其鏡，數日，堂下擲庭中，有人聲言「女鏡(4)」。女孫年三四歲亡之，求不能得，一二日乃於清中糞下啼(5)。若此非一。汝南有許季山者(6)，素善卜卦，言「家當有老青狗物，內中婉御者益喜與爲之(7)。誠欲絕，殺此狗，遣益喜歸鄉里。」皆如其言，因斷無纖介，仲英遷太尉長史(8)。

汝南汝陽(9)西門習武亭有鬼魅(10)，賓客宿止多死亡，其厲獸者皆亡髮失精(11)。尋問其故，云「先時頗已有怪物。其後郡侍奉掾宜祿(12)鄭奇來，去亭六七里，有一端正婦人，乞得寄載。奇初難之，然後上車，入亭，趨至樓下(13)，吏卒檄白(14)，『樓不可上。』奇云『我不惡也。』時亦昏冥，遂上樓，與婦人棲宿。未明，發去，亭卒上樓掃除，見死婦，大驚，走白亭長。亭長擊鼓(15)會諸廬吏，共集診之，乃亭西北八里吳氏婦。新亡，以夜臨殯，火滅。火至，失之。家即持去。奇發行數里，腹痛，到南頓利陽亭(16)加劇物故，樓遂無敢復上。」

謹按，北部督郵(17)西平(18)郅伯夷(19)年三十所，大有才決，長沙太守郅君章孫也(20)。日晡時到亭(21)，勅前導入(22)。錄事掾白「今尚早，可至前亭。」曰「欲作文書，便留。」吏卒惶怖，言當解去。傳云「督郵欲於樓上觀望，亟掃除。」須臾便上。未冥樓燈(23)，階下復有火。勅「我思道，不可見火，滅去。」吏知必有變，當用赴照，但藏置

壺中耳。既冥，整服坐誦六甲(24)、孝經(25)、易本(26)訖，臥。有頃，更轉東首，以挈巾(27)結兩足幘冠之(28)，密拔劍解帶。夜時，有正黑者四五尺，稍高，走至柱屋，因覆伯夷。伯夷持被掩，足跣脫，幾失再三，徐以劍帶擊魅脚(29)，呼下火上照視，老狸正赤，略無衣毛，持下燒殺。明旦發樓屋，得所髡人結百餘(30)，因從此絕。伯夷舉孝廉，益陽長(31)。

楚辭云「繁令屍亡，沂江而上，到嶠山下蘇起，蜀人神之，尊立爲王(32)」。漢淮陽太守尹齊，其治嚴酷，死未及殮，怨家欲燒之，屍亦飛去(33)，見於書傳。樓上新婦，豈虛也哉。

〔注〕

(1) 『後漢書』郡國志二豫州「魯國，秦薛郡，高后改。本屬徐州，光武改屬豫州。」『後漢書』百官志五「皇子封王，其郡爲國，每置傳一人，相一人，皆二千石。本注曰傳主導王以善，禮如師，不臣也。相如太守。」

(2) 郡國志一司隸「右扶風，秦屬內史，武帝分，改名。」臧仲英は不詳。『搜神記』三にこの話を載せる。『太平廣記』三五九は「出搜神記」とする。下注に指摘した以外にも文字の異同がある。

(3) 百官志三「御史中丞一人，千石。本注曰御史大夫之丞也。舊別監御史在殿中，密舉非法。及御史大夫轉爲司空，因別留中，爲御史臺率，後又屬少府。：侍御史十五人，六百石。」

(4) 『搜神記』「還汝鏡」に作る。

(5) 『搜神記』「兩三日乃於園中糞下啼」に作る。『說文解字』「廁，清也。」段注「清、園，古今字。」

(6) 郡國志二豫州「汝南郡，高帝置。雒陽東南六百五十里。」『後漢

書』方術列傳下「許曼者，汝南平輿人也。祖父峻字季山，善卜占之術，多有顯驗，時人方之前世京房。自云少嘗篤病，三年不愈，乃謁太山請命，行遇道士張巨君，授以方術。所著易林，至今行於世。」(7) 『搜神記』は「内中侍御者名益喜與共爲之」に、『太平廣記』は「内中御者名蓋喜與共爲之」に作る。

(8) 百官志一「太尉，公一人。：長史一人，千石。本注曰署諸曹事。」『搜神記』この後に「遷魯相」を、『太平廣記』は「魯相」を続けて終わる。

(9) 郡國志二豫州「汝南郡。：平輿，有沈亭，故國，姬姓。：西平，有鐵。有柏亭，故柏國。：南頓，本頓國。：汝陽。：宜祿，永元中復。」

(10) 百官志五「亭有亭長，以禁盜賊。本注曰亭長，主求捕盜賊，承望都尉。」劉昭注「漢官儀曰『民年二十三爲正，一歲以爲衛士，一歲爲材官騎士，習射御騎馳戰陣。：水家爲樓船，亦習戰射行船。：材官、樓船年五十六老衰，乃得免爲民就田。應合選爲亭長。亭長課徼巡。尉、游徼、亭長皆習設備五兵。五兵，弓弩、戟、楯、刀劍、甲鎧。鼓吏赤幘行滕，帶劍佩刀，持楯被甲，設矛戟，習射。設十里一亭，亭長、亭候。五里一郵，郵間相去二里半，司姦盜。亭長持二尺板以劾賊，索繩以收執賊。』風俗通曰『漢家因秦，大率十里一亭。亭，留也，蓋行旅宿會之所館。亭史舊名負弩，改爲長，或謂亭父。』この話は『搜神記』一六に見える。また『太平廣記』三一七に「鄭奇」と題して載せ、「出風俗通」とする。

(11) 『太平廣記』「其厲獸者」無く、「皆」を「或」に作る。『搜神記』「獸」を「厭」に作る。

(12) 「宜祿」は汝南郡の県。注(9)参照。

(13) 『太平御覽』一九四「風俗通曰謹案，春秋國語『有寓望』，謂金亭也。民所安定也。亭有樓，從高省丁聲也。漢家因秦，大率十里一亭。亭留也。今語有亭留、亭待，蓋行旅宿會之所館也。亭亦平也。」

民有訟諍，吏留辯處，勿失其正也。」

(14) 『孫詒讓』札邊』は「案，『檄』疑當作『微』，『微白』即謂遮微告白。廣雅釋詁云『微，遮也。』』という。これに従う。

(15) 亭に「鼓吏」がいることは注(10)の劉昭注が引く『漢官儀』に見える。

(16) 「南頓」は汝南郡の県。注(9)参照。

(17) 百官志五「其監屬縣，有五部督郵，曹掾一人。」吳樹平、王利器ともに、漢制では郡を東西南北中の五部に区割りして督郵を置いた、という。過誉篇「長沙太守汝南郡君章」に「西部督郵繇延」とある。

(18) 「西平」は汝南郡の県。注(9)参照。

(19) 『太平御覽』九一二「風俗通曰汝陽西門習武亭有鬼魅。宿者輒死。其厭者皆亡髮。北部督郵西平到伯夷，到亭上樓宿。誦六甲、孝經、易本記，臥密拔劍解帶。夜有正異者四五尺來覆，伯夷以劍帶擊魅脚，呼下燈照，見一老狸，正赤略無毛衣，持下燒殺。明旦發樓屋，得所亡髮人髻百餘。因此遂絕。」また二五三にも同様の話を「列異傳曰」として引き、「郅」を「劉」とする。『搜神記』一八にも同じ話を載せ、「郅」を「劉」とする。

(20) 『後漢書』申屠剛鮑永郅惲傳「郅惲字君章，汝南西平人也。」光武帝の時の人。過誉篇参照。『搜神記』は「到若章孫也」に作る。

(21) 『太平御覽』二五三「行到懼武亭」に作る。

(22) 「人」もと「入」に作るが、吳樹平は『札邊』にしたがって「入」に改める。

(23) 王利器の句点に従う。吳樹平は「樓鐙階下復有火」と繋げる。

(24) 『漢書』藝文志數術五行「風鼓六甲二十四卷。……文解六甲十八卷。」『後漢書』方術列傳上「其流又有風角、遁甲、七政、元氣、六日七分、逢占、日者、挺專、須臾、孤虛之術，及望雲省氣，推處祥妖，時亦有以效於事也。」李賢注「遁甲，推六甲之陰而隱遁也。今

書七志有遁甲經。」

(25) 『後漢書』獨行列傳「向栩字甫興，河內朝歌人，向長之後也。……微拜侍中，每朝廷大事，侃然正色，百官憚之。會張角作亂，栩上便宜，頗譏刺左右，不欲國家舉兵。但遣將於河上，北向讀孝經，賊自當消滅。」『藝文類聚』六九「漢獻帝傳曰尚書令王允奏曰『太史令王立，說孝經六隱事，能消却姦邪。』常以良日，允與立入，為帝誦孝經一章，以丈二竹箒，畫九宮其上，隨時時而出入焉。及允被害，乃不復行也。」

(26) 『三國志』魏書方技傳「管輅字公明，平原人也。」裴注「輅別傳曰：……父為琅琊即丘長。時年十五，來至官舍讀書。始讀詩、論語及易本，便開淵布筆，辭義斐然。……輅言『始讀詩、論、易本，學問微淺，未能上引聖人之道，陳秦漢之事，但欲論金木水火土鬼神之情耳。』」

(27) 『札邊』「案，方言云『大巾，陳穎之間謂之帑。』說文云『帑，巾帑也。』玉篇云『帑，大巾也。』史記絳侯世家云『太后以冒絮提文帝。』集解「晉灼云巴蜀異物志謂頭上巾為冒絮。」此『帑巾』即巾帑。」王利器は「帑巾」を「絮巾」に改める。

(28) 『後漢書』輿服志下「漢興，續其顏，却擦之，施巾連題，却覆之，今喪幘是其制也。名之曰幘。幘者蹟也。頭首嚴蹟也。至孝文乃高顏題，續之為耳，崇其巾為屋，合後施收，上下羣臣貴賤皆服之。文者長耳，武者短耳，稱其冠也。」『札邊』「兩足」は「兩耳」の誤りではないか、という。

(29) 『太平御覽』二五三「以帶繫魅」に作る。王利器は「繫」「繫」二字は古混用された、として「擊」を「繫」に代える。

(30) 『太平御覽』九一二「得所亡髮人髻百餘」に作る。注(19)参照。

(31) 郡國志四荊州「長沙郡，秦置。……益陽。」百官志五「每縣、邑、道，大者置令一人，千石，其次置長，四百石，小者置長，三百石。」(32) 『楚辭』にこのこと無し。『太平御覽』五六「應劭風俗通曰荊蠻

令死，亡隨水上，荊人求之不得也。繁令至岷山下邑，起見蜀皇帝。使繁令鑿巫山，然後蜀得陸處。望帝自以德不如，以國禪與繁令，爲蜀王，號曰開明。」また『太平御覽』八八八「蜀王本紀曰：望帝積百餘歲，荊有一人名鼈靈。其尸亡去，荊人求之不得。鼈靈尸至蜀復生，蜀王以爲相。時玉山出水，若堯之洪水。望帝不能治水，使鼈靈決玉山，民得陸處。鼈靈治水去。後望帝與其妻通。帝自以薄德不如鼈靈，委國援鼈靈而去，如堯之禪舜。鼈靈即位，號曰開明。」

(33) 『史記』酷吏列傳「尹齊者，東郡茌平人。以刀筆稍遷至御史。事張湯，張湯數稱以爲廉武，使督盜賊，所斬伐不避貴戚。遷爲關內都尉，聲甚於寧成。上以爲能，遷爲中尉，吏民益凋敝。尹齊木彊少文，豪惡吏伏匿而善吏不能爲治，以故事多廢，抵罪。上復徙溫舒爲中尉，而楊僕以嚴酷爲主爵都尉。：溫舒死，家直累千金。後數歲，尹齊亦以淮陽都尉病死，家直不滿五十金。所誅滅淮陽甚多，及死，仇家欲燒其尸，尸亡去歸葬。」集解「徐廣曰尹齊死未及斂，恐怨家欲燒之，屍亦飛去。」『漢書』酷吏傳「所誅滅淮陽甚多，及死，仇家欲燒其尸，妻亡去，歸葬。」『論衡』死僞篇「淮陽都尉尹齊，爲吏酷虐，及死，怨家欲燒其尸，亡去歸葬。夫有知，故人且燒之也，神，故能亡去。曰：或時吏知怨家之謀，竊舉持亡，懼怨家怨己，云自去。」

〔訳〕

謹んで考察いたします。魯国相の右扶風の臧仲英が侍御史であったときのこと、家人が食事を作りお膳を用意している、にわかにか汚い泥が投げ込まれ汚されてしまう、料理が炊きあがるころに釜がどこかに行ってしまう、刀や弩が勝手に飛んでゆく、衣装入れのつづらの中から出火し中の衣服や物がみんな燃えてしまっているのに、つづらは全く無事、妻や娘、下女たちの鏡がすべて紛失し、数日後母屋の下から中庭に投げ出され、「おまえたち

の鏡だよ」という声がする、三、四歳の孫娘がいなくなり、探し回っても見つからず、二、三日すると廁の糞土の中で泣いていた、などなどこのようなことが幾つも起こった。

汝南郡に許季山という平素から卜卦に優れたものがあった。彼が占って言うには「家にきつと黒い老犬の化け物がいるでしょう、家内で仕える益喜というものが犬と一緒にになってやっていますのです。これを絶とうと思うなら、この犬を殺し、益喜を郷里に帰らせなさい。」彼の言葉通りにすると、怪異は絶え、何の差し障りもなく仲英は太尉の長史に転任した。

汝南郡汝陽県の西門習武亭に物の怪がいて、ここに宿泊した賓客が多数死亡した。ひどく悪夢にうなされた様子でみな髪を失い精気を失ったのだった。状況を尋ねてみると、と次のような話だった。「以前からすでに怪物が住み着いていました。その後汝南郡の侍奉掾である宜禄県の鄭奇が来る途中、亭の手前六、七里のところまで端正な様子の婦人が車に乗せてほしいと頼みました。奇は当初無理だと言いましたが、結局乗せました。亭に入ると（婦人が）小走りに亭の楼下まで来ましたので、吏卒が遮って「楼に上ることはできない」と遮りましたが、奇は「私がかまわない」と言い、もう暮れて暗くなっていたので、楼に上り、婦人とともに泊まりました。未明に奇が出発したので、亭の吏卒が掃除のため楼に上ると、婦人の死体を見つけ、大変驚いて亭長に走って知らせま

した。亭長は太鼓を打ち宿直の吏卒を集め、皆で調べてみると、それは亭から西北に八里いったところの呉家の妻でした。死んだばかりで、昨夜は納棺して通夜をしていましたが、灯りが消えてしまい、灯りを持ってくると死体がなくなっていたといいます。家族が亡骸を引き取りました。奇は出発して数里行くと腹が痛くなり、南頓県の利陽亭までくるとますます痛みが激しくなり死にました。その後楼に上る者はいなくなりました。」

謹んで考察いたします。汝南郡の北部督郵の任にあつた西平県の郅伯夷は、当時三十歳ばかり、たいへん才があり果敢な人で、長沙太守郅君章の孫である。日暮れ時にこの亭に到着すると、行列の前導に亭に入るよう命じた。部下の録事掾が「今はまだ早いので次の亭まで行けるでしょう」と申し上げた。伯夷は「文書を作成したのでこのまま留まることにする」という。(亭の)吏卒たちは怖れおろおろし、立ち去った方がいいでしょう、と言った。しかし伯夷は部下に「督郵様が楼の上から外を眺めたいとおっしゃっておられる。速やかに掃除をなささい」と伝令させた。しばらく待ってそのまま楼に上がると、まだ暗くなっていないが灯りがあり、階下にも火が灯っていた。そこで「私は考えごとをしたいから灯りが邪魔だ、消しなさい」と命じた。吏は必ず異変が起こるだろうと予想し、そうならば駆けつけて灯りで照らさなければならぬので、消さずに壺の中に入れて隠すだけにした。暗くなると伯夷は服を整え座して「六甲」「孝

経」「易本」を朗誦し終えてから床に臥せた。横になってしばらくして向きをかえ頭を東にし、幅広の布で両足を結び幘(頭巾)と冠をかぶせ、密かに剣を抜き帯を解いた。夜半に長さ四、五尺の真っ黒なものがだんだんと高く上っていき屋根の柱まで走っていったかと思うと伯夷の上に覆い被さった。伯夷は掛け布団でそれを覆った。足は(冠などがはぎ取られ)むき出しになってしまった。再三取り逃がしそうになったが、あわてず落ち着いて剣で化け物の足を撃ち帯で括った。下から灯りを持ってくるよう呼んで、照らして視ると赤裸の年老いた狸で、ほとんど毛がなかった。下へ運んで焼き殺した。翌朝楼の屋根裏を開けると、化け物はいだ人の鬣が百以上も見つかった。これ以後怪異は絶えた。伯夷は(なんの祟りもなく)孝廉に挙げられ、益陽県長となった。

『楚辞』に「繁令の屍がいなくなり、長江を遡って岷山の麓まで行つて蘇生した。蜀の人は彼を神とし、尊んで王に立てた」とある。前漢の淮陽太守(都尉)尹齊は、その治政が厳酷だったため、死んでまだ納棺しないうちに、怨みをもった人々が屍を焼こうとした。すると屍が飛び去った。このようなことが史書に記載されているのだから、鄭奇が楼に連れ込んだ死婦の話も、作り話ではないだろう。

13 世間多有伐木血出以爲怪者

謹按、桂陽太守江夏張遼叔高(1)、去鄢令(2)家居、買

田、田中有大樹十餘圍，扶疏蓋數畝地(3)，播不生穀，遣客(4)伐之，木中血出(5)，客驚怖，歸，以其事白叔高。叔高大怒，曰「老樹汁出，此何等血(6)。」因自嚴行復斫之，血大流灑。叔高使先斫其枝，上有一空處，白頭公可長四五尺，忽出(7)往赴叔高，叔高乃逆格之(8)，凡殺四頭(9)。左右皆怖伏地，而叔高恬如也(10)。徐熟視，非人非獸也，遂伐其木(11)。其年司空辟侍御史(12)，後爲兗州刺史，以二千石之尊(13)，過鄉里，薦祝祖考。白日繡衣，榮羨如此(14)，其禍安居(15)。春秋國語曰「木石之怪夔、魍魎(16)。」物惡能害人乎。

〔注〕

(1) 『後漢書』郡國志四荊州「江夏郡，高帝置，雒陽南千五百里。：桂陽郡，高帝置，上領山，在雒陽南三千九百里。」『太平廣記』四一五に「張叔高」と題し「出風俗通」として載録する。また『搜神記』一八にこの話があるが、「魏桂陽太守江夏張遼字叔高」とする。下注に指摘する以外にも異同がある。

(2) 『搜神記』「去鄢陵」に作る。『太平廣記』にはこの三字はなく、「留其使」がある。郡國志二豫州「潁川郡，秦置。：鄢陵，春秋時曰鄢。」

(3) 『搜神記』「枝葉扶疏，蓋地數畝」に作る。

(4) 佃客。小作人のこと。

(5) 『搜神記』「斧數下，有赤汁六七斗出」に作る。

(6) 『搜神記』「樹老汁赤，如何得怪」に作る。

(7) 『搜神記』「見白頭公，可長四五尺，突出」に作る。

(8) 『搜神記』「高以刀逆格之」に作る。

(9) 『搜神記』「如此凡殺四五頭，並死」に作る。

(10) 『搜神記』「叔高神慮怡然如舊」に作る。

(11) 『搜神記』この句の下に「此所謂木石之怪夔、魍魎者乎」がある。

(12) 「12世間多有精物妖怪百端」注(3)参照。

(13) 『後漢書』百官志五「外十二州，每州刺史一人，六百石。本注曰秦有監御史，監諸郡。漢興省之，但遣丞相史分刺諸州，無常官。孝武帝初置刺史十三人，秩六百石。成帝更爲牧，秩二千石。建武十八年(四二)復爲刺史，十二人各主一州，其一州屬司隸校尉。」

(14) 『搜神記』「白日繡衣榮羨」に作る。『史記』項羽本紀「項王見秦宮室皆以燒殘破，又心懷思欲東歸，曰『富貴不歸故鄉，如衣繡夜行，誰知之者。』」

(15) 『搜神記』「竟無他怪」に作り、終わる。

(16) 『國語』魯語下「季桓子穿井，獲如土缶，其中有羊焉。使問之仲尼曰『吾穿井而獲狗，何也。』對曰『以丘之所聞，羊也。丘聞之，木石之怪曰夔、蜺、水之怪曰龍、罔象，土之怪曰羆羊。』韋昭注「木石，謂山也。或云『夔，一足，越人謂之山繅，音騷，或作操，富陽有之，人面猴身，能言。或云獨足。』蜺，山精，倣人聲而迷惑人也。」

〔訳〕

謹んで考察いたします。桂陽太守の江夏郡の張遼字叔高は鄢陵県令を退任した後、郷里の家に帰り田を買った。田の中に太さが十圍以上の大樹があつて、繁った枝葉は数畝の地面を覆い、そこには穀物の種をまいても生えてこない。小作人をやって伐採させると木から血が出てきた。小作人は驚き怖じけづき、帰って事を叔高に報告した。叔高は激怒して「老樹が樹液を出したただけだ。血のわけがない」と言った。そこで自らしっかりと準備をし

て出かけ、また大樹を伐ると、血が大量に流れ出た。叔高が先に枝を伐り落とさせると、上の方にうろがあつた。そこから四、五尺の背丈の白頭の男らしきものがふいに

出てきて叔高に向かつてきた。叔高はそれを受けとめて格闘し、全部で四頭殺した。そばにいたものはみな怖れ地面に伏せてしまったが、叔高だけは平気な様子をしていた。落ち着いてよく見ると、人でも獣でもない。それから樹を伐った。その年叔高は司空の府に辟されて侍御史となり、その後袁州刺史という二千石の碌を食む尊位を得た。任地に赴く途中郷里に立ち寄り、父祖の祀りをした。白昼堂々と故郷に錦を飾ったのであり、その榮譽は誠に羨むばかりである。大樹を伐った祟りは全くなく平穩に過ぎた。『国語』魯語に「木石の怪は夔、魍魎」という孔子の言葉を載せるが、物の怪が現れても（平然としていれば）人に危害を加えることなどどうしてできようか。

14 世間多有蛇作怪者

謹按、車騎將軍(1)巴郡(2)馮緄鴻卿(3)爲議郎(4)、發綬笥、有二赤蛇、可長二尺、分南北走、大用憂怖。許季山孫字寧方、得其先人祕要(5)、緄請使卜、云「君後三歲當爲邊將、東北四五千里、官以東爲名、復五年爲大將軍南征、此吉祥。」鴻卿意解、實應且惑。居無幾、拜尚書(6)、遼東太守、廷尉、太常(7)。會武陵蠻夷黃高攻燒南郡(8)、鴻卿以威名素著、選登亞將、統六師之任(9)、奮虓虎之勢

(10)。後爲屯騎校尉、將作大匠、河南尹(11)、復再臨理官(12)、紀數方面(13)、如寧方之言。春秋外蛇與內蛇鬪(14)、文帝時亦復有此(15)、傳志著其云爲(16)、而鴻卿獨以終吉、豈所謂或得神以昌乎(17)。

〔注〕

(1)『後漢書』百官志一「將軍、不常置。本注曰掌征伐背叛。比公者四、第一大將軍、次驃騎將軍、次車騎將軍、次衛將軍。又有前、後、左、右將軍。」

(2)『後漢書』郡國志五益州「巴郡、秦置。：宕渠、有鐵。」

(3)『後漢書』張法滕馮度楊列傳「馮緄字鴻卿、巴郡宕渠人也。少學春秋、司馬兵法。(安帝建光元年(一一二)、幽州刺史であつた父煥は、玄菟太守姚光とともに怨者が偽造した詔によつて罪に問われた。姚光は斬られ、煥は捕らえられて自殺しようとしたが、詔に疑いを抱いた緄に止められ、上書して訟え偽造が明らかになった。)會煥病死獄中、帝愍之、賜煥、光錢各十萬、以子爲郎中。緄由是知名。」この話は馮緄傳にはないが、方術列傳下許曼傳に見える。注(5)参照。また『搜神記』九に載録する。『太平廣記』四五六、『太平御覽』九三四は『風俗通』を出典として載せる。

(4)『漢書』百官公卿表上「郎中令、秦官、掌宮殿掖門戶、有丞。武帝太初元年更名光祿勳。屬官有大夫、郎、謁者、皆秦官。：：郎掌守門戶、出充車騎、有議郎、中郎、侍郎、郎中、皆無員、多至千人。議郎、中郎、秩比六百石、侍郎比四百石、郎中比三百石。」馮緄傳には議郎になったことは見えない。

(5)許季山は許峻、「12世間多有精物妖怪百端」に見える。寧方は許曼。同條注(6)参照。方術列傳下「曼少傳峻學。桓帝時、隴西太守馮緄始拜郡、開綬笥、有兩赤蛇分南北走。緄令曼筮之。卦成、曼曰「三歲之後、君當爲邊將、官有東名、當東北行三千里。復五年、

更爲大將軍，南征。』延熹元年（一五八），緄出爲遼東太守，討鮮卑，至五年（一六二），復拜車騎將軍，擊武陵蠻賊，皆如占。」

(6) 百官志三「尚書令一人，千石。本注曰承秦所置，武帝用宦者，更爲中書謁者令，成帝用士人復故。掌凡選署及奏下尚書曹文書衆事。：尚書六人，六百石。」

(7) 郡國志五幽州「遼東郡，秦置。雒陽東北三千六百里。」百官志二「廷尉，卿一人，中二千石。本注曰掌平獄，奏當所應。凡郡國讞疑罪，皆處當以報。」同「太常，卿一人，中二千石。本注曰掌禮儀祭祀。」馮緄傳「初舉孝廉，七遷爲廣漢屬國都尉，徵拜御史中丞。順帝末（一四四），：遷隴西太守。後鮮卑寇邊，以緄爲遼東太守，曉諭降集，虜皆弭散。徵拜京兆尹，轉司隸校尉，所在立威刑。遷廷尉、太常。」

(8) 郡國志四荊州「南郡，秦置。雒陽南一千五百里。：武陵郡，秦昭王置，名黔中郡，高帝五年更名。雒陽南二千一百里。」馮緄傳「時長沙蠻寇益陽，屯聚積久，至延熹五年（一六二），衆轉盛，而零陵蠻賊復反應之，合二萬餘人，攻燒城郭，殺傷長吏。又武陵蠻夷悉反，寇掠江陵間，荊州刺史劉度、南郡太守李肅並奔走荊南，皆沒。於是拜緄爲車騎將軍，將兵十餘萬討之，詔策緄曰『：將軍素有威猛，是以擢授六師。：今非將軍，誰與修復前迹。進赴之宜，權時之策，將軍一之，出郊之事，不復內御。已命有司祖于國門。詩不云乎，進厥虎臣，闕如虓虎，敷敦淮濱，仍執醜虜。將軍其勉之。』：緄軍至長沙，賊聞，悉詣營道乞降。進擊武陵蠻夷，斬首四千餘級，受降十餘萬人，荊州平定。」

(9) 桓帝の詔中の語による。注(8)参照。李賢注「六師猶六軍也，詩云『整我六師，以修我戎』也。」『詩經』大雅常武「王命卿士，南仲大祖，大師皇父，整我六師，以脩我戎，既敬既戒，惠此南國。」(10) 桓帝の詔中の語による。注(8)参照。李賢注「詩大雅也。當周宣王時，徐方、淮夷反叛，宣王乃進其虎猛之臣，謂方叔、召虎之類

也。虓虎，怒聲也。」常武「王奮厥武，如震如怒，進厥虎臣，闕如虓虎，鋪敦淮濱，仍執醜虜，截彼淮浦，王師之所。」

(11) 百官志四「將作大匠，一人，二千石。本注曰承秦，曰將作少府，景帝改爲將作大匠。掌修作宗廟、路寢、宮室、陵園木土之功，并樹桐梓之類，列于道側。：屯騎校尉，一人，比二千石。本注曰掌宿衛兵。」9世間多有亡人魄持其家語聲氣，所說良是」注(3)及び「11世間多有狗作變怪」注(12)参照。馮緄傳「頃之，拜將作大匠，轉河南尹。上言『舊典，中官子弟不得爲牧人職』，帝不納。復爲廷尉。時山陽太守單遷以罪繫獄，緄考致其死。遷，故車騎將軍單超之弟，中官相黨，遂共誹章誣緄，坐與司隸校尉李膺、大司農劉祐俱輸左校。應奉上疏理緄等，得免。後拜屯騎校尉，復爲廷尉。卒於官。」

(12) 「理官」廷尉を指す。注(11)参照。王利器は「理」の下で句切り、「官」を下句に繋げる。

(13) 『國語』周語上「稷則徧誡百姓，紀農協功。」韋昭注「紀，謂綜理也。」『韓非子』制分「夫治法之至明者，任數不任人。」陳奇猷校注「法字當衍。數，法也。」

(14) 『春秋左氏傳』莊公十四年「鄭厲公自櫟侵鄭，及大陵，獲傅瑕。傅瑕曰『苟舍我，吾請納君。』與之盟而赦之。六月甲子，傅瑕殺鄭子及其二子，而納厲公。初內蛇與外蛇鬪於鄭南門中，內蛇死。六年厲公入。公聞之，問於申繻曰『猶有妖乎。』對曰『人之所忌，其氣焰以取之。妖由人與也。人無孽焉。妖不自作，人弃常則妖興，故有妖。』」

(15) 『漢書』五行志下之上「武帝太始四年七月，趙有蛇從郭外入。與邑中蛇鬪孝文廟下，邑中蛇死。後二年秋，有衛太子事。事自趙人江充起。」

(16) 『周易』繫辭傳下「是故變化云爲，吉事有祥，象事知器，占事知來。」疏「或口之所云，或身之所爲也。」

(17) 『春秋左氏傳』莊公三十二年「秋七月，有神降于莘。惠王問諸內

史過曰『是何故也。』對曰『國之將興，明神降之，監其德也。將亡神又降之，觀其惡也。故有得神以興，亦有以亡，虞夏商周皆有之。』
 『後漢書』楊震傳「(楊)賜字伯獻。……後坐辟黨人免。復拜光祿大夫。光和元年(一七八)有虹蜺晝降於嘉德殿前，帝惡之。引賜及議郎蔡邕等，入金商門崇德署，使中常侍曹節、王甫問以祥異禍福所在。賜仰天而歎，……乃書對曰『臣聞之經傳，或得神以昌，或得神以亡。國家休明，則鑒其德。邪辟昏亂，則視其禍。』」

〔記〕

謹んで考察いたします。車騎將軍の巴郡の馮緄字鴻卿が議郎であった時、印綬をしまし箱を開けると長さ二尺くらいの赤い蛇が二匹出てきて、南北に分かれて逃げていった。鴻卿は(凶兆ではないかと)ひどく心配し怖れた。許季山の孫の許曼字寧方は、祖父の卜卦の秘術の要諦を受け継いでいた。馮緄は彼に頼んで占ってもらった。

すると「あなたは三年後辺地の將軍となるでしょう。東北に四、五千里行ったところで、官名には『東』が入っているでしょう。復た五年すると大將軍になり、南征することになるでしょう。これは吉祥です」という。鴻卿の心配は解けたが、本当に実現するかどうか不安だった。程なく尚書を拝命し、遼東太守、廷尉、太常を歴任した。そのころちやうど武陵の蛮夷、黄高が荊州の南郡を攻め焼き払った。鴻卿の威名はもとより高かったので(大將軍に次ぐ)車騎將軍に拔擢、六軍の統帥権を任され、咆哮する虎の如き勢いで奮闘した。その後屯騎校尉、将作大匠、河南尹を歴任した。また廷尉に二度任命され、そ

の方面を統括した。寧方の占った通りになったのである。『春秋左氏伝』莊公十四年に、鄭国の外にいた厲公が鄭に侵入し鄭君を殺して即位した(六年)前に、鄭の南門で内蛇と外蛇が闘って内蛇が死ぬということがあったことが記されている。また前漢の文帝(実は武帝)の時に(趙の城外から来た外蛇が城内の蛇と文帝廟で戦い、城内の蛇が死んだということがあった二年後、衛太子の事件が趙人江充によって起こされたという)同様のことがあった。これらについて『左氏伝』と史書に関係人物の言動が明記されている。しかし鴻卿の場合は(同じく蛇の異変でも)吉で終わっている。所謂「神異を得て繁栄することもある」の例であろうか。

15 世間人家多有見赤白光爲變怪者

謹按、太尉(1)梁國橋玄公祖(2)爲司徒長史(3)，五月末所(4)，於中門外臥，夜半後，見東壁正白，如開門明，呼問左右，左右莫見。因起自往按摸之，壁自如故，還牀，復見之，心大悸動。其旦，予適往候之，語次相告，因爲說「鄉人有董彥興者，即許季山外孫也(5)。其探隴索隱(6)，窮神知化(7)，雖眚孟(8)、京房(9)無以過也。然天性褊狹，羞於卜術，間來候師王叔茂(10)，請起往迎。」須臾便與俱還。公祖虛禮盛饌(11)，下席行觴。彥興自陳，「下土(12)諸生，無他異分，幣重言甘(13)，誠有蹶踏(14)。頗能別者，願得從事。」公祖辭讓再三，爾乃聽之。曰「府君當有怪白光如門明者，然不爲害也。六月上旬雞鳴時，南家哭聲吉

也。到秋節遷北行郡，以金爲名，位至將軍、三公。」公祖曰「怪異如此，救族不暇，何能致望於所不圖，此相饒耳。」到六月九日未明，太尉楊秉暴薨(15)。七月二日，拜鉅鹿太守(16)。「鉅」邊有金，後爲度遼將軍，歷登三事(17)。今妖見此而應在彼，猶趙鞅夢童子裸歌而吳入郢也(18)。

〔注〕

(1) 『後漢書』百官志一「太尉，公一人。本注曰掌四方兵事功課，歲盡即奏其殿最而行賞罰。」

(2) 『後漢書』郡國志二豫州「梁國，秦碭郡，高帝改。：：睢陽，本宋國閼伯墟。有盧門亭。有魚門。有陽梁聚。」『後漢書』李陳龐陳橋列傳「橋玄字公祖，梁國睢陽人也。：：舉孝廉，補洛陽左尉。：：弃官還鄉里。後四遷爲齊相，坐事爲城旦。刑竟，徵，再遷上谷太守，又爲漢陽太守。：：後謝病免，復公車徵爲司徒長史，拜將作大匠。桓帝末(一六七)，鮮卑、南匈奴及高句麗嗣子伯固並畔，爲寇鈔，四府舉玄爲度遼將軍，假黃鉞。：：在職三年，邊境安靜。：：建寧三年(一七〇)，遷司空，轉司徒。：：光和元年(一七八)遷太尉。數月，復以疾罷，拜太中大夫，就醫里舍。：：玄以光和六年(一八三)卒，時年七十五。：：及卒，家無居業，喪無所殯，當時稱之。」橋玄傳にこの話はない。『搜神記』三に載せる。

(3) 百官志一「司徒，公一人。本注曰掌人民事。：：長史一人，千石。」

(4) 『搜神記』「所」無し。『漢書』郊祀志下「其夏，黃龍見新豐。建章、未央、長樂宮鍾虞銅人皆生毛，長一寸所，時以爲美祥。」王先謙補注「錢大昭曰所猶許也。許、所古字通。小雅『伐木許許』，說文引作『伐木所所』。」

(5) 許季山は許峻、「12世間多有精物妖怪百端」注(6)参照。

(6) 『周易』繫辭傳上「探賈索隱，鈎深致遠，以定天下之吉凶，成天

下之蠶蠶者，莫大乎著龜。」疏「賁，謂幽深難見。」

(7) 繫辭傳下「過此以往，未之或知也。窮神知化，德之盛也。」

(8) 『漢書』眭兩夏侯京翼李傳「眭弘字孟，魯國蕃人也。少時好俠，鬪雞走馬，長乃變節，從嬴公受春秋。以明經爲議郎，至符節令。」昭帝の時起こった数々の変異を『春秋』の意に照らして匹夫が天子になる前兆と推察し、漢帝は天命に従い賢人を求めて帝位を譲るべき、と上書した。時の大將軍霍光に悪まれ、妖言で衆を惑わしたとして誅に伏した。その後宣帝が民間より即位し、孟の子が徴されて郎となった。

(9) 眭兩夏侯京翼李傳「京房字君明，東郡頓丘人也。治易，事梁人焦延壽。延壽字贛。：：贛常曰『得我道以亡身者，必京生也。』其說長於災變，分六十四卦，更直日用事，以風雨寒溫爲候，各有占驗。房用之尤精。好鍾律，知音聲。初元四年以孝廉爲郎。」異変を予言しよく当たったので元帝に親任されたが、最後は政治を誹謗しているなどとして棄市された。

(10) 王暢のことか。『後漢書』張王种陳列傳「王龔字伯宗，山陽高平人也。世爲豪族。：：永和元年(一二六)，拜太尉。：：在位五年，以老病乞骸骨，卒於家。子暢。：：暢字叔茂。：：太尉陳蕃薦暢清方公正，有不可犯之色，由是復爲尚書。尋拜南陽太守。：：後徵爲長樂衛尉。建寧元年(一六八)遷司空，數月，以水災策免。明年，卒於家。」

(11) 『文選』顔延之「陶徵士誄」「世霸虛禮，州壤推風。」李善注「世霸，謂當世而霸者也。蔡伯喈郭有道碑曰『州郡聞德，虛已備禮。』『論語』鄉黨「有盛饌，必變色而作。」何晏集解「孔曰『作，起也。敬主人之親饋。』」

(12) 『潛符論』三式「下土邊遠，能詣闕者，萬無數人，其得省治，不能百一。」

(13) 『春秋左氏傳』昭公十一年「楚子在申，召蔡靈侯。靈侯將往。蔡

大夫曰『王貪而無信，唯蔡於感。今幣重而言甘，誘我也。不如無往。』
 (14) 郷黨「孔子於郷黨，恂恂如也。：君在，踧踖如也，與與如也。」
 何晏集解「馬曰『君在，視朝也。踧踖，恭敬之貌。與與，威儀中適之貌。』」

(15) 『後漢書』桓帝紀「延熹八年（一六五）五月丙戌，太尉楊秉薨。」

(16) 橋玄傳には鉅鹿太守になったことを載せない。蔡邕「太尉喬公碑」「詔書印綬即家拜上谷太守，遷漢陽太守。徵拜議郎、司徒長史、鉅鹿太守。被詔書爲將作大匠，爲受罰者所章，拜議郎、即徵拜度遼將軍，遷河南尹、少府、大鴻臚，遂陟司空、司徒，託病遜位。起家拜尚書令，以疾篤稱，拜光祿大夫。後拜太尉，久病自替，復爲少府、太中大夫。春秋七十五，光和七年（一八四）五月甲寅薨。」光和七年は中平に改元されている。『後漢書』は「光和六年卒，時年七十五」とする。
 (17) 「三事」は三公（太尉、司徒、司空）のこと。注（2）（16）参照。
 (18) 『春秋左氏傳』昭公三十一年「十二月辛亥，朔日有食之。是夜也，趙簡子夢童子贏而轉以歌。且占諸史墨曰『吾夢如是，今而日食何也。』」對曰「六年及此月也，吳其入郢乎。終亦弗克。入郢必庚辰，日月在辰尾，庚午之日，日始有譎，火勝金，故弗克。』」

〔訳〕

謹んで考察いたします。太尉の橋玄字公祖が司徒の長史だったときのこと、五月の末頃、宮中の中門の外側で宿直をしていた。夜半過ぎに東壁が真っ白で、門を開けたように明るくなっていた。部下を呼んで聞くと、部下は何も見えませんがと言う。そこで起き上がって自分で行って壁をさすると、壁は自ずともどおりになった。床に戻るとまた光を見たので、（不安で）心臓が激しく動悸を打った。その翌朝私（応劭）がたまたま彼の所へ挨拶

に行くと、昨夜の次第を語った。そこで彼に言った、「私の同郷の董彦興はあの許季山の外孫です。外祖父の卜占の術を受け継いで、奥深く隠された真実を探り索め、神の意図と変化の法則を窮め知ることは、眭孟・京房よりも優れています。しかし偏狭な性質で、卜占の術で世すぎをしていることを恥じています。平素からよく師匠の王叔茂先生を訪ねてくるので、どれ私が迎えにいってきましよう。」私はこう言うときすぐ出かけまもなく連れて戻ってきた。公祖は彼にへりくだって「ちそうでもてなし、席を下りて酒を勧めた。公祖から話を持ち出すまでもなく彦興は自分から「田舎の書生で何の身分でもございませぬのに、このような過分なおもてなしと申したい。お言葉をいただき、誠に恐縮の至りでございます。何か私にできることがございましたら、やらせていただきます。かく存じます」と言い出した。公祖は再三辞退したものの「そう言われるので、事を説明した。彦興が占って言うには、「あなた様は壁が白く光って門が開いたようなのを（自分だけが）見られて自分に災いがおおると心配しておられるようですね。しかし何の害も起こりません。六月上旬の鶏鳴時に南の家で人が亡くなり哭声がしますが吉です。秋になると北方に転任し郡政を取ることになります。郡名には「金」の字が入っているでしょう。位は將軍、三公にまで登られるでしょう。」公祖は「このような怪異を目にしたからには、一族を守るだけでも大変なのに、どうして思いもかけない望みを持てましようか。こ

れは私を慰めて下さったのでしよう」と言った。六月九日未明になり、太尉の楊秉がにわか薨去した。七月二日に鉅鹿太守を拜命した。「鉅」の中には「金」がある。その後度遼將軍となり、三公を歴任した。今妖がここで現れたのに、その応がずつと後におこったのは、『春秋左氏伝』昭公三十一年に記されている「日食の前夜に趙鞅が見た裸の童子が歌を歌っている夢の応が、翌日の日食ではなく、六年後呉が楚の都郢に攻め入ることであった」と同様だろう。

